

経済産業省委託事業

トルコにおける模倣品対策の制度及び
運用状況に関する調査

2018年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

7. 税関による知的財産取り締まり

アジアと欧州をつなぐトルコの地理的立地のため、国境における知的財産の保護はこの国にとって非常に重要な問題となっている。さらに、東側に旧ソビエト諸国とイラン、南側にイラクとシリア、西側にギリシャとブルガリアといった様々な国々と国境を接しており、また地中海、エーゲ海、マルマラ海および黒海地域の港から活発な海上輸送が行われていることによって、IPR 所有者がトルコ国境においてより積極的に自らの権利の保護に取り組むことを与儀なくされているのは明らかである。

(1) 適用法

国境措置の法律上の根拠は、主にトルコ関税法の第 57 条および「税関実施規則」の第 100 条～第 111 条の規制に基づいている。トルコは、知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定（TRIPs 協定）およびパリ条約（国境措置における IPR 保護に関連する規定を含む国際協定）の締約国でもある。

上記の規制に加え、トルコ工業所有権法、および集積回路の保護に関する法律には、関税法と実施規則と平行した具体的な規定が含まれている。

したがって、IPR、すなわち商標、工業意匠、特許、実用新案、集積回路、植物種、地理的表示および著作権は、国境においても保護されている。

さらに、2012 年 7 月に施行されたトルコ商法では、不当競争規定に基づき、未登録の IPR の侵害についても、引き渡し差し止め手続きを実施することを可能にしている。

TRIPs 協定の第 51 条に沿ったトルコ関税法第 4458 号（最新では法令第 5911 号によって改正）の第 57 条は、税関当局は知的財産所有者の権利を侵害している物品について、権利所有者またはその代理人の要求に従い、留置または差し止めを行う権利を有すると規定している。また、税関当局は、模倣品または海賊品であることを証明する明確な兆候がある場合、職権によって侵害商品の引き渡しの差し止めを行う権限も付与されている。商標、工業意匠、特許、実用新案、集積回路、植物種、地理的表示および著作権を侵害している模倣品または海賊品の引き渡しは、関税法に従って差し止めることが可能である。

2009年10月7日に、EU法との整合化の一環として、法令5911号によりトルコ関税法にいくつかの重要な変更が実施された。

(2) 差し止め命令の対象となる模倣品

税関は、関税法に従い、商標、工業意匠、特許、実用新案、集積回路、植物種、地理的表示および著作権を侵害している模倣品または海賊品の引き渡しを差し止める権限を付与されている。ただし、IPRの国境措置は、個人使用としての金額または価値を超えていない限り、または貿易限度の範囲内である限り、旅行者の私的な手荷物に含まれる物品には適用されない。旅客によって持ち込まれる私物や贈答品も、国境措置の対象外である。

(3) 税関における知的財産権の登録

関税法およびその実施規則に従い、税関に同法第57条に基づく模倣品の監視の集中申請を行うことができる。この申請は、アンカラにある税関本局に集中申請として行うことができる。

さらに、トルコ関税局は、2013年4月1日からオンライン関税申請システムを導入しており、トルコ税関通商省のオンライン知的財産権データベースによる申請のみが審査されている。

以下の情報をオンライン集中申請様式と共に税関当局に提出する必要がある。

- 申請者が真正な権利所有者であることを証明する書類、つまり、商標登録証明書、および公証人の認証を受け、アポストイーユによって証明された委任状
- 商標を有する物品に関する情報（商標の画像を含む CD-ROM を当局に提出しなければならない）。
- 純正品が製造されている国／国々
- 純正品と模倣品の間で相違があると考えられる点、および模倣品に関するその他の情報
- 純正品の輸送ルート・日程
- 純正品の統計品目番号（HSコード）。このコードは、国際貿易のために製品を定義する国際コードで構成されている

- ライセンシー：この情報は、税関がライセンシーに対する訴訟を防ぐために重要な情報であり、ライセンシー企業の正確な商号を提供する必要がある。
- 知的財産の所有者は、純正品と模倣品の技術的な相違点、非合法品に関する既知の地理的な出荷元や移送経路、密輸ルートや生産国、模倣品の写真も提示しなければならない。これらの情報によって、税関検査職員およびその他の専門家が、模倣または海賊行為が疑われる物品の比較および診断を、より適切に行うことができるようになる。

申請の提出後、税関本局は30日以内に決定を発行し、申請が受理されたかどうかをEメールで申請者に伝達する。この期間は、終了時に要求によって更新される場合がある。

税関本局による知的財産権申請の受理に続き、関税局は模倣品／海賊品の流通の監視を開始し、登録された知的財産権に照らし、不審な（偽物である可能性がある）製品が輸出または輸入された疑いがあると検査職員が考えた場合、またはその事実があったと判断した場合、申請者に通知を送付する。

関税局は、税関によって承認された処分または使用に該当する物品（トルコ税関域内で輸送車両を変更する物品も含む）について、知的財産権を侵害していることを疑う正当な根拠がある場合、その物品の引き渡しを差し止めることができる。この差し止めは、権利保有人によるオンライン申請、または職権による行為によって実施することができる。

申請が受理された場合、その申請日から1年間有効となる。

（書類が不完全または不十分であるという理由で）申請が棄却された場合、申請者は抗議する機会はないが、同じ登録商標またはその他の権利に対して新たに申請を行うことが可能である。

(4) 差し止め手順

a) 必要な書類

関税局からの差し止め通知受領後、知的財産権所有者は刑事裁判所からの差押えの判断、または民事裁判所からの仮差し止め命令を取得するため、刑事裁判所または民事裁判所に

申請する必要がある。これらの裁判所手続きを申請する際、権利所有者は次のものを提出する必要がある。

- TPTO からの有効な知的財産権証明書
- 関税局による差し止め通知
- 対象の知的財産権が税関知的財産データベース責任者にも登録されていることを証明する書類
- 仮差押えされた製品が模倣品であることを証明する十分な書類、および差し押えられた模倣品と権利所有者による純正品を比較する十分な書類（分析報告書、専門家報告書または宣誓供述書）。
- 事例の詳細によっては追加書類が必要な場合もある。

商標を除き、知的財産法にはその他の知的財産権に関する刑事規定は存在しないことに留意する必要がある。したがって、商標以外については、権利保有者は民事手続きに従って差し止め命令を取得するしか方法がない。

b) 押収前の手続き

関税局は、職権によって疑わしい製品に対する 10 営業日にわたる差し止めを決定し、登録知的財産権所有者の代表に差し止めの決定を送付する。知的財産権所有者は、刑事裁判所から差押え判断を、または民事裁判所から差し止め命令を取得する必要がある。仮差押え品の引き渡しを阻止するこの決定の提示を受け、裁判所は手続きを進める。裁判所による最終決定に引き続き、裁判所は差し止め品の廃棄を命じる。

c) 押収後の手続き

裁判所による最終決定に引き続き、裁判所は差押え品の廃棄を命じる。それらの製品は地方自治体の各部門によって、廃棄（処分）の手配がされる。

d) 処分

税関による差し止め決定を受け提出された裁判所の裁定の後、権限を与えられた機関から模倣品の処分を要求することが可能である。書類が整い次第、税関通商省による廃棄命令が発行される。廃棄は、知的財産権所有者の立会いのもとで管轄当局によって実行され、所有者は廃棄に関する費用を負担する義務を負う。処分に関する一般原則および手続き

は、清算事務所の総局によって定められている。ただし、処分の種類は模倣品の性質によって異なることを指摘しておく必要がある。つまり、模倣品からラベルを剥がすだけで十分な場合もあるが、香水のように化学物質を成分とする物品については、各自治体の部門によって廃棄が実施される。

税関で押収された模倣品に関する商標侵害問題の刑事訴訟の完了前に処分を行う代替手段として、知的財産法の第 163 条に従う即時廃棄（処分）手続きが最近施行された。その内容は、数量、大きさまたは品質などの理由によって対象物を倉庫に保管できない場合、訴訟手続きのために十分なサンプルを確保した後で、残りの模倣品を廃棄処分にするというものである。

e) 罰則

刑事制裁については、知的財産法第 30 条の刑事規定に定められている。この条項によると、翻案または混同を通じて他当事者の商標権を侵害することによって物品の製造またはサービスを提供する者、それらの物品について販売または売り出し、輸入または輸出、商業目的のための購入、所有、輸送または保管する者は、1年から3年の懲役および 20,000 トルコ・リラ以下の罰金の判決を下される。

f) 手数料

税関への申請について、公的な手数料が不要であることは特筆すべきことである。さらに、実施規則によれば、税関によって差し止められた物品が模倣品か否かを判定するために必要となる場合がある分析報告書または専門家報告書を除けば、申請者が管理費用を負担する必要はない。

分析または専門家による調査が必要な場合、それらのサービスに対する手数料、および職員の間外手当については、申請者が負担する必要がある。さらに、申請者は、調査の結果、差し止め品が模倣品でないという結論になった場合、差し止め品の所有者に対する全責任を負うことを保証する必要がある。また、この保証において、申請者は、差し止めの正当性が認められない場合、差し止め品の保管費用を自らが負担することも宣言する必要がある。

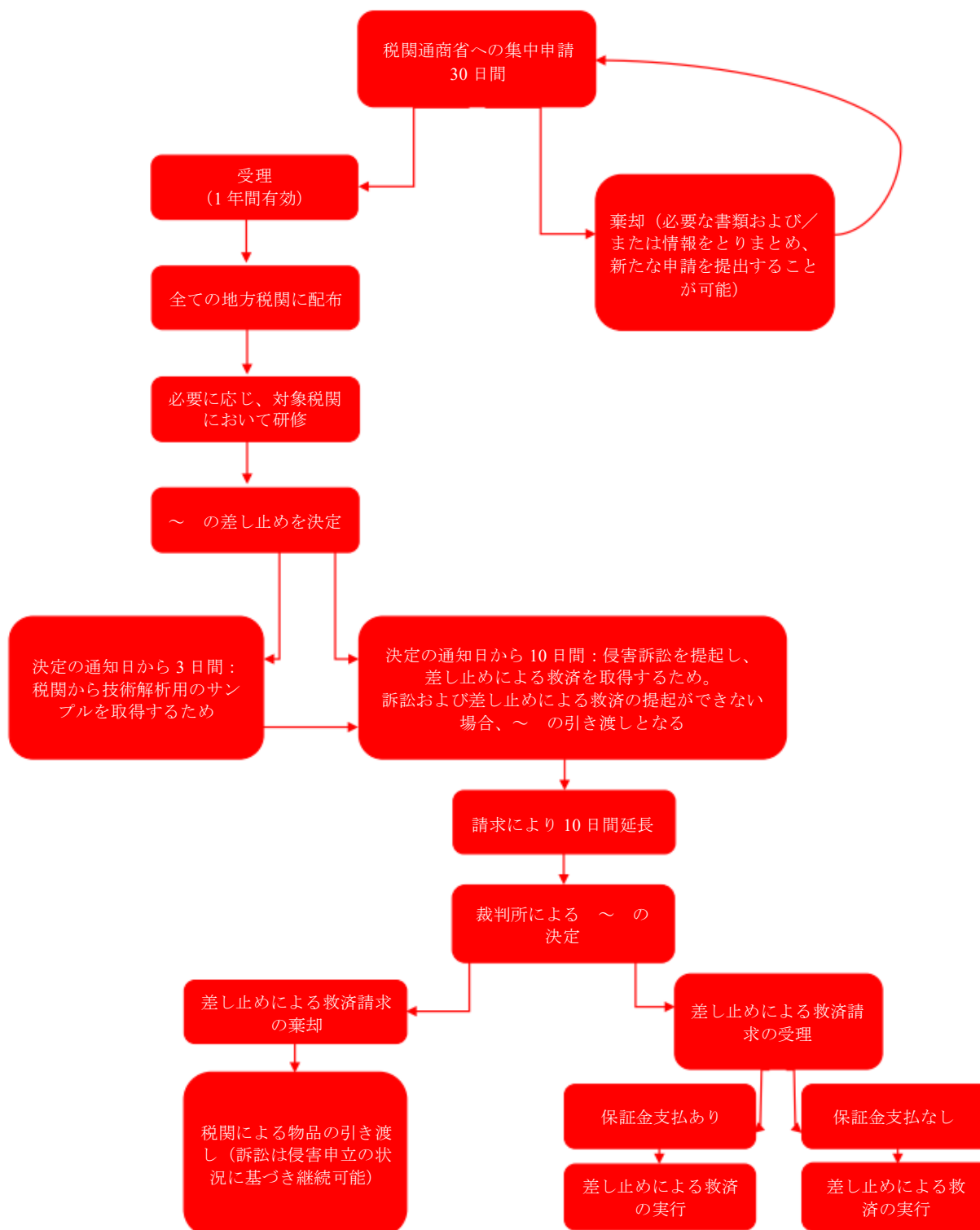
さらに、廃棄に関しても、公的な手数料は不要である。さらに、関税規則では、廃棄手続きは、権利所有者の責任の下で行われ、廃棄費用は権利所有者が負担する、と規定している。当事者間で、これと反対の取り決めをすることも可能である。つまり、両者間で簡易廃棄に合意する場合である。

g) 差し止め手続きおよび押収された模倣品の廃棄に関する一般的な所要期間

最初に、トルコにおける差し止め命令に関する情報を簡潔に説明したい。仮差し止め命令は、本訴の開始時、または別の訴訟によって請求することができる。別の訴訟で請求された場合、差し止め命令に関連する本訴を 15 日以内に提起しなければならない。仮差し止め命令は、裁判所への請求から数日後に取得することが可能である。所要期間は、事案の複雑さ、および差し止め請求先の裁判所の作業負荷によって異なる。知的財産裁判所は、期限があることを考慮して差し止め請求を審査する。つまり、税関で差し止められた製品は、10 営業日以内に差し止め命令が下されなければ、引き渡されてしまうということである。

裁判所への申請を行わない簡易廃棄の場合、権利所有者は 10 日以内（傷みやすい物品の場合は 3 営業日以内）に請願書を提出しなければならない。この期間は、正当な理由があれば、差し止め対象物品の押収後に 10 日以上延長することが可能である。税関当局は、物品の所有者またはその代理人から、権利所有者からの請願に異議を申し立てる反対陳述書の提出がないことを確認するため、10 日間（または 3 日間）の期間の終了まで待たなければならない。反対陳述書の提出があった場合、簡易廃棄を進めることができない。同意書を取得し、物品の所有者またはその代理人（税関申立人）から異議が提起されなければ、税関当局は廃棄する物品からサンプルを採取する。

h) 手続きのフローチャート



(5) 税関における情報共有（例：データベース）

税関のデータベースで公衆向けの情報共有はされていない。権利所有者は、知的財産データベースおよび権限を付与された職員との間でのみ要求された情報を共有する。

(6) 税関による水際対策の実際の運用（法律・規則との違いなど）

税関通商省は、IPR 所有者と協力して効果的な国境措置を実施している。このため、IPR 所有者は、国境における知的財産権の保護に関する認識の向上、およびこれらの権利がどのような形で侵害されているのかを税関職員に知らせることを目的として、教育のための会議／研修の予定を税関職員との間で設定することができる。

さらに、重要な知的財産権プロジェクトが税関通商省によって実施された。

「トルコ関税局の近代化に向けた IPR の国境強制措置」というこのプロジェクトは、IPR の国境強制措置を強化することを主眼として、トルコ関税局（TCA）の管理能力の強化、意識向上および利害関係者の能力水準の強化を目指すものであった。同プロジェクトにおけるその他の利害関係者とは、政府機関、国家警察、司法、NGO、権利所有者、および社会全般である。同プロジェクトには、EU とトルコ共和国が共同で資金を提供した。同プロジェクトは 2016 年 3 月 7 日に開始され、2017 年 9 月 27 日に終了した。

税関通商省は、税関職員の面前で IPR に関する認識を高めるため、権利所有者の積極的な参加を奨励した。同省は以下の目的で権利所有者を招集したことにご留意いただきたい。

模倣品と純正品の識別

税関職員の間での認識向上のための研修／プレゼンテーションの提供

同プロジェクトを権利所有者にとってより効果的なものとする方法について、同省の知的財産部門に対する助言と提案の提供

地域セミナーへの出席

同プロジェクトは、欧州連合関税法典の実行範囲内で IPR の国境強制措置を強化するため、トルコ関税局の行政能力の強化、意識向上および利害関係者の能力水準の向上に寄与した。

ここ最近、通過輸送製品に関して議論があった。知的財産法には通過輸送製品について明確な言及がない。廃止された商標法令第 556 号の第 91 条では、「税関によって承認された手続きまたは使用の対象となる、税関域内に流入した、標章を有する物品」について言及しており、その税関における商標侵害行為の定義には広範な認識が含まれ、「通過輸送」製品にも適用されるとされていた。この規定はあらゆるケース、つまり民事訴訟および刑事訴訟のいずれにも適用されていた。これは、廃止された商標法令第 556 号には、刑事規定において第 9 条への直接の参照以外に、その他の規制や特別な文言が含まれていなかったからである。最高裁判所も、前述の第 9 条に従い「通過輸送」品も商標侵害にあたることに賛意を示し、その判例を確立した。

知的財産法の制定に伴い、税関における商標侵害行為は、特に、第 72 条の下で「[...] 標章のある物品の輸入または輸出 [...]」として再定義された。一部の知的財産弁護士にとって、第 7 条の新たな規定は以前の法規定での「通過輸送」品の範囲を限定するものとなっている。それは、この条文の文言が、税関侵害行為を「輸入」または「輸出」のみに限定しているからである。

これは民事上の商標侵害行為の場合に関するものだが、知的財産法の第 303 条 — 商標権侵害に関する刑事規定 — では、「輸送」行為を商標侵害行為の範囲に加えている。「輸送」という用語は、「通過輸送」品を参照していると解釈できる。⁷

ただし、通過輸送品への参照がないことは、不明確性を生じさせる可能性が高い。知的財産法への修正、または税関通商省によって作成された関税法草案の制定が見込まれているが、これによって議論が明確になるだろう。

(7) 代表的な成功事例と失敗事例、およびそれらによって導かれる提言

依頼人が海外に存在し、分析報告書または専門家報告書を海外の依頼人から入手する必要がある場合、裁判所による差し止め命令を 10 日以内に取得することが不可能な場合がある。これによって、模倣品であるにもかかわらず、差し止め品が引き渡されてしまうということが起こる。

知的財産権の国境保護に関しては、かなり多数の成功事例が存在する。我々のある依頼人の特許に関するケースで、国境において特許侵害を検出する難しさにもかかわらず、非常にうまくいった事例がある。

このプロジェクト、つまりトルコ国境における依頼人の権利の保護の範囲内で、税関通商省の承認を取得次第、我々は、管轄の関税局に出向き、疑わしい輸入企業と輸出企業、および事前に分析した製品名を提供した。

我々の経験は、知的財産権に関する意識向上および効果的な国境保護には、権利所有者、税関通商省、知的財産職員および知的財産高官の間の協力が不可欠であることを示している。